

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 23 年 1 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 1 号

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則  
瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例（平成 22 年瀬戸市条例第 27 号）の施行期日は、平成 23 年 3 月 26 日とする。